



平成 18 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 セ ッ ク  
代表者名 代表取締役社長 矢 野 恭 一  
(コード番号：3741)  
問合せ先 取締役経理部長 秋 山 逸 志  
(TEL. 03 - 5458 - 7727)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 36 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1)株主の皆様への周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、当会社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せて電子公告ができないときの措置を定めるものであります。
- (2)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社の機関として、取締役会、監査役を置く旨の規定を新設するものであります。

会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨の規定を新設するものであります。

単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。

社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

その他、会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日(木曜日)

定款変更の効力発生予定日 平成 18 年 6 月 29 日(木曜日)

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、8,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>商法第 2 1 1 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式<u>の</u>数は、100 株とする。</p> <p>(<u>単元未満株券の不発行</u>) 第 8 条 当社は 1 単元の株式数に満たない株式に係る株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、8,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、100株とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株券の発行) 第 8 条 当社は株式に係る株券を発行する。 <u>2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(<u>単元未満株主の権利制限</u>) 第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> (2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及びその他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録及び単元未満株式の買取り、その他株式に関する請求、届出の手續及び手数料は、取締役会に定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、<u>公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社が発行する株券の種類ならびに<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、<u>あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p>	<p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p>
<p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>社長が招集し議長となる。</u></p> <p>2 <u>社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2 <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使)  第14条 株主は、<u>他の議決権ある株主</u>を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に、株主又は代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)  第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか出席した株主の議決権の過半数をもって決する。  2 商法第343条の規定によるべき決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p> <p>(議事録)  第16条 株主総会の議事録には、<u>議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u>  2 株主総会の議事録は、<u>その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</u></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  第15条 当社は、<u>株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)  第16条 株主は、<u>当社の議決権を有する他の株主1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。  2 前項の場合には、<u>株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。</u></p> <p>(決議の方法)  第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u>  2 <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議事録)  第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役、代表取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の員数)  第17条 当社の取締役は7名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)  第19条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)  第20条 当社の取締役は、<u>7名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第18条 <u>当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 <u>取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 <u>社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長が在任しないとき、または事故があるときは、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第21条 <u>取締役会を招集するときは、会日から5日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役会は取締役及び監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを省略することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役会は取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続きを省略することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第22条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)  第23条 <u>取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>2 <u>取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)  第27条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)  第24条 <u>取締役会はその決議により、取締役の中から、社長1名を置き、必要に応じて会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>社長は、当会社を代表する。</u></p> <p>3 <u>社長のほか、取締役の決議により、当会社を代表する者を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)  第28条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3 <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(業務の執行)  第25条 <u>社長は取締役会の決議にもとづき当会社の業務を統轄し、会長、副社長、専務取締役又は常務取締役は社長を補佐してこれを分掌する。</u></p> <p>2 <u>社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(取締役の報酬及び退職慰労金)  第26条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)  第29条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)  第27条 <u>当会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当会社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)  第30条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 役</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>( 監査役の員数 ) 第28条 当社の監査役の員数は5名以内とする。</p> <p>( 監査役の選任の方法 ) 第29条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p>( 監査役の任期 ) 第30条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>( 監査役の報酬及び退職慰労金 ) 第31条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>( 監査役の責任免除 ) 第32条 当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 役</p> <p>( 監査役の設置 ) 第31条 当社は監査役を置く。</p> <p>( 監査役の員数 ) 第32条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>( 監査役の選任 ) 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>( 監査役の任期 ) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>( 監査役の報酬等 ) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>( 監査役の責任免除 ) 第36条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>( 営 業 年 度 及 び 決 算 期 )  第33条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>( 利 益 配 当 金 )  第34条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して支払うものとする。</u></p> <p>( 中 間 配 当 )  第35条 当社は、取締役の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録質権者に対して、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という)を行うことができる。</u></p> <p>( 除 斥 期 間 )  第36条 利益配当金及び中間配当金が、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、<u>当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>( 事 業 年 度 )  第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>( 期 末 配 当 金 )  第38条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>( 中 間 配 当 金 )  第39条 当社は、取締役の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p>( 期 末 配 当 金 等 の 除 斥 期 間 )  第40条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、<u>当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 附 則</p> <p>( 経 過 措 置 )  第 1 条 第 4 条 ( 公 告 の 方 法 )、第 5 条 ( 発 行 す る 株 式 の 総 数 ) の 変 更 に つ い て は、<u>平成14年7月3日から実施する。</u></p> 第 2 条 第 29 条 の 規 定 に か か わ ら ず、 <u>平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時株主総会の締結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。</u>	<p style="text-align: center;">( 削 除 )</p>